



二戸労基署ニュース

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。



みなおします。私の仕事、わたしの時間。

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）はあってはならないものです。

労使の協力で、労働時間を適正化しましょう。

11月29日、二戸市で改正労働契約法説明会が開催されます。

労働契約法の改正内容

無期労働契約への転換

有期労働契約が反復されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」がそのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日： は平成24年8月10日、 と は公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日

労働契約法の改正内容説明に加え、有期契約労働者の雇止めにかかるトラブルの事例とその対応方法などが説明されます。

また、職場のパワーハラスメントの予防と解決に関する説明も行われます。

参加費無料 事業主・労働者ほか、どなたでも参加できます。(定員になり次第締切)

- 1 日時： 平成24年11月29日(木) 午後1時30分～3時30分
- 2 場所： 二戸市民文化会館（中ホール）
- 3 定員： 300名
- 4 申し込み先： 岩手労働局労働基準部監督課

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
TEL 019-604-3006 FAX 019-604-1534

「労働災害発生状況（平成24年1月～10月）」

- ・ 死亡労働災害： 1件（前年比 - 2件）
- ・ 休業4日以上： 96件（前年比 - 10件）